

意見検討結果一覧表

（案名：「（仮称）言語としての手話を使用しやすい環境の整備に関する条例」骨子案）

番 号	意 見	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
1	<p>「3 条例制定の必要性」について 「手話を必要とする人」について、どのような対象を抽出しているのかが不明である。「手話を必要とする人」について、日本手話を用いる「ろう者」、音声の補助的情報として手話を用いる「難聴者」、手話等を交えて用いる「ろう重複障害者」、触読手話や接近手話を用いる「盲ろう者」の存在を、条例制定を担う側がきちんと認識していることを明記する必要があるのではないか。</p>	<p>聴力を失った年齢や環境等により手話の使用は様々であることを踏まえ、本条例では、手話を必要とする人として幅広く捉えております。</p> <p>したがって、ご意見に記載いただいた方々（日本手話を用いる「ろう者」、音声の補助的情報として手話を用いる「難聴者」、手話等を交えて用いる「ろう重複障害者」、触読手話や接近手話を用いる「盲ろう者」など）が含まれます。</p> <p>今後の施策において、県民が様々な障がい特性について理解を深めるよう取り組みます。</p>	C（趣旨同一）

2	<p>「(10) 手話を必要とする幼児、児童又は生徒の手話の習得機会の提供等」について</p> <p>「習得」とは、訓練や指導等によって学び、身につけることを指すため、自然に言語を獲得する時期を過ぎた幼児、児童又は生徒に対して手話を指導する機会を提供するという文脈において「習得」の用語は適切であると考えられる。一方、生まれつき聴覚障害のある赤ちゃんが1000人に1, 2人の割合で生まれており、これは訓練や指導ではなく親子のコミュニケーションに手話を含めることで赤ちゃんが手話を言語として身につけることが1960年代より国内外の研究で明らかにされているため、乳児が手話を身につける、つまり「獲得」する機会には必要ではないとは言えないと考えられる。しかしながら骨子案では、「乳児」と「獲得」を外していることから、県として聴覚障害のある「乳児」は手話を「獲得」する必要はないという認識を持っていることを示すという理解でよいか。</p>	<p>本条例では、幼児は小学校就学前の方を指しております。</p> <p>本条例では、手話を必要とする幼児等に対する手話の習得の機会の提供等を規定する方向です。</p>	C (趣旨同一)
---	--	--	----------

3	<p>条例の名称について</p> <p>他の府県では、「手話言語条例」という短く明確な名称を用いております。岩手県が唯一長い名称を使用していることは、府県間での統一性に欠けると指摘される可能性があります。</p> <p>国が将来的に「手話は言語である」とする法律を制定する場合、岩手県の現行の長い名称は混乱を招く恐れがあります。シンプルな「手話言語条例」という名称は、将来的な法律との整合性を高める上で有効です。</p> <p>「手話言語条例」という名称は、その目的と内容を直感的に理解しやすく、広範な県民にとって親しみやすい表現です。条例の趣旨をより明確に伝えるためにも、名称の簡素化は効果的です。</p> <p>以上の理由から、岩手県における条例の名称を「手話言語条例」とすることを強く推奨いたします。</p>	<p>本条例の内容を端的に表現する名称としているものです。なお、公表の際などは、いただいた御意見を踏まえ、通称を岩手県手話言語条例として併記する予定です。</p>	D（参考）
4	<p>「（１０）手話を必要とする幼児、児童又は生徒の手話の習得機会の提供等」について</p> <p>他自治体のろう学校に関する裁判事例を踏まえ、岩手県における聴覚支援学校の手話教育の質と環境が全国的な課題となっています。このような問題が岩手県でも発生する可能性を踏まえ、予防策を検討することが急務です。</p>	<p>本条例では、聴覚に障がいのある幼児等に対する教育を主として行う学校の教員の手話に関する技能向上、手話を必要とする幼児等に対する手話の習得の機会の提供等を規定する方向です。</p>	C（趣旨同一）

5	<p>「(10) 手話を必要とする幼児、児童又は生徒の手話の習得機会の提供等」について</p> <p>聴覚障害児の手話教育の質を高めるためには、特別支援教育(聴覚)の免許を持つ教員を優先的に採用すること、そしてろう教員の長期的な雇用を確保することが重要です。これにより、手話教育の専門性と継続性が保証されます。</p>	御意見を今後の施策の参考とさせていただきます。	D(参考)
6	<p>「(10) 手話を必要とする幼児、児童又は生徒の手話の習得機会の提供等」について</p> <p>手話教育の質を維持し向上させるためには、教員の定期的な研修や専門性の向上に対する取り組みが不可欠です。これは教員の手話能力の向上に留まらず、教育内容そのものの充実も必要です。</p>	本条例では、聴覚に障がいのある幼児等に対する教育を主として行う学校の教員の手話に関する技能向上を規定する方向です。	C(趣旨同一)
7	<p>「(10) 手話を必要とする幼児、児童又は生徒の手話の習得機会の提供等」について</p> <p>多くの聴覚障害児は、親の判断により特別支援学校ではなく地域の学校に通っています。しかし、これらの児童にとっても、手話教育は社会的な集団への参加やさまざまな能力の伸長に不可欠です。</p>	本条例では、手話を必要とする幼児等に対する手話の習得の機会の提供等を規定する方向です。	C(趣旨同一)

8	<p>「(10) 手話を必要とする幼児、児童又は生徒の手話の習得機会の提供等」について</p> <p>特別支援学校だけでなく、地域の学校に通う聴覚障害児にも、手話教育の機会を提供することが重要です。これにより、彼らが社会においてより活躍するための基盤が築かれます。</p>	<p>本条例では、手話を必要とする幼児等に対する手話の習得の機会の提供等を規定する方向です。</p>	C (趣旨同一)
9	<p>「(10) 手話を必要とする幼児、児童又は生徒の手話の習得機会の提供等」について</p> <p>行政には、聴覚障害児がどの学校に通う場合でも手話教育を受けることの重要性を広める責任があります。また、手話教育の普及を促進するための啓蒙活動も必要です。</p>	<p>本条例では、手話を必要とする幼児等に対する手話の習得の機会の提供等を規定する方向です。</p> <p>また、県民が手話についての理解を深めるよう取り組みます。</p>	C (趣旨同一)
10	<p>条文について</p> <p>要約筆記者の養成と派遣の充実や、口話、手話の理解促進、筆談器、ノートテイクによる意思疎通支援、字幕による情報保障の配慮、アクセシビリティの向上・実現、社会参加の保障、働きやすい環境の整備、意見の尊重を条文に記載していただきたい。</p>	<p>御意見を今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	D (参考)
11	<p>「3 条例制定の必要性」について</p> <p>難聴者や中途失聴者のように手話、指文字をコミュニケーションの補助手段の一つとして手話を必要とする聴覚障がい者がいることを条文に記載していただきたい。</p>	<p>聴力を失った年齢や環境等により手話の使用は様々であることを踏まえ、本条例では、聴覚に障がいのある人のうち手話を必要とする人として幅広く捉えております。</p> <p>今後の施策において、県民が様々な障がい特性について理解を深めるよう取り組みます。</p>	C (趣旨同一)